

平成29年9月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年9月1日（金） 13：30～16：31

○場 所 杉谷公民館 2階講義室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	松 本 正 弘
委 員	本 多 直 行
委 員	立 花 博
委 員	森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	伊 藤 太 一	教育総務課長	菅 幸 博
学 校 教 育 課 長	堀 口 達 也	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	酒 井 昭 利

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期日程
- 第 2 前会会議録の承認
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 教育長報告及び各課8月行事報告
- 第 5 議案上程

52号議案	島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
53号議案	島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則	原案可決
54号議案	島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
55号議案	島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
56号議案	島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
57号議案	島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	原案可決

58号議案	島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
59号議案	島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
60号議案	島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
61号議案	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
62号議案	島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
63号議案	島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
64号議案	島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
65号議案	島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
66号議案	島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
67号議案	島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
68号議案	島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
69号議案	島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
70号議案	島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
71号議案	島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
72号議案	島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

- ① 9月行事予定について
- ② 平成29年度（平成28年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

(2) その他

- ① 全国学力学習状況調査の結果報告（非公開）
- ② 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

開 会 （ 1 3 : 3 0 ）	
森本教育長	ただいまから9月の定例教育委員会を開催いたします。

第 1 会期日程	
森本教育長	日程第1「会期の決定」を議題といたします。 本定例会の会期は、本日1日とすることによろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。
第 2 議事録署名委員の指名について	
森本教育長	日程第2「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第19条の規定により、会議録署名委員に、本多委員と立花委員を指名します、よろしくお願いします。 (「はい」の声)
森本教育長	よろしくお願いします。
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。 5月1日、6月5日に行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 《 了承 》
森本教育長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 4 教育長報告及び各課8月行事報告	
森本教育長	次に、日程第4「教育長及び各課の報告について」を議題といたします。はじめに私から報告をします。
森本教育長	本日から第2学期が始まりました。本日はあいさつ運動ということで

私も出向きましたが、元気な子ども達と出会うことが出来ました。新聞でも報道がされていましたが、本日9月1日は、小・中・高校生の自殺者が1年の中でも突出して一番多い日であるという統計結果が報道をされておるところであります。こういった状況を踏まえて、県教委でも通知を発しておりました。本日の状況であります、欠席はありましたけれども、そういった類のものはないということで安心いたしましたところであります。このデータですけども、40年間積み上げたデータだそうです。9月1日が131名自殺をしているということですね、第2位が4月8日、始業が始まってすぐですが、これが95名ということで、やはり9月1日が突出して多いという状況でありました。本県でも数年前、3人ほど亡くなったということがございました。次に報告事項の2点目ですけども夏季休業中ことに関わるについて2点、報告及びお知らせをいたします。1つは、夏季休業中のイベントについて、42日間の夏休みでありましたけれども、スポーツ・文化両面にわたり、市教委、市のみならず多くの団体が子ども達のためにイベント等を実施いたしました。文化面においては、市教委だけの事業でなく、各種団体が実施する粘土教室、あるいは絵画教室、あるいは星を見る会、カブト虫の相撲大会等、多彩な行事が開催をされておりました。子ども達にとっては、自分の興味あるものを選べるという選択肢が多くなっていることは喜ばしいことだと思っております。また、スポーツ面においても、中学校では中体連を柱とした部活動の大会、小学校では社会体育やPTA、社会教育団体主催の各種大会が開催されておりました。子ども達の元気な姿を見て、非常に力をもらったところでもあります。ただ懸念されることがあって、本年度のこの異常の暑さというのが非常に気になったところでもあります。各種大会におきましては、いわゆる「試合時間を短縮」するとか、給水タイムを必ず設けるとかの配慮は十分なされておりますが、練習あたりがきちんとなされているかどうか、練習の中でということですね、本年度の暑さというのは、私は異常な暑さだと思っております、その中で練習をする状況というのは止むを得ないでしょうが、健康面に十分配慮されている練習なのかと、市教委としても意を用いる必要があるんじゃないだろうかというふうに思っておりました。夏季休業に関わる2点目ですが、夏季休業のあり方についてでありました。数日前

だったと思いますが、静岡県で吉田町という町全体で小・中学校合わせて4校だったと思いますが、ここの夏休みが本年度は24日だそうです。かなり絞り込んでいます。さらに次年度は16日に減らすんだと、そういったことが全国版のニュースで報道をされていました。その意図というのは、授業時間がかなり多くなっております。また今度次年度から多くなると状況があります。そういった中で非常に児童・生徒の日課が窮屈になっていると、教員は非常に窮屈な思いをしていると、そういったことで夏休みを短縮して、授業日数を増やしたいとその分1日の授業時間にゆとりを持たせると、教育活動を充実させたいというそういった狙いがあるそうです。そういったことからこの吉田町では小・中学校全て普通教室、特別教室にエアコンを設置しました。そういった状況でどんどん絞り込んでいく状況だそうです。次年度から新しい教育課程の試行年ということで、本市でも各学校とも非常に日課の工夫を行っているところではありますが、1つ私としても休業の短縮というのも1つの選択肢だなと思っておりました。校長等の意見を十分聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、これをするには吉田町も困っているのは、町独自で行ってるものですから、他の町や市とまたがるような行事がやりにくいと、そういったことの報道がされてました。そういったことを検討するのであれば、半島内若しくは県下一斉に検討する必要があるのではなかろうかなというふうに考えたところです。大きな3点目は豊後高田市との児童会交流会であります。後ほど学校教育課からも話があるかと思いますが、私も訪問するのは4年ぶりになります。私が注目したのは施策がどうなのかという点でありました。4年前とほぼ変わっておりませんでした。なんといっても民間の力を活用した「学びの21世紀塾」、これがかなり成果を上げているなと思いました。予算も学力向上を一転集中として多額の予算を投じて取り組んでいる状況でありました。特に中学校においては成果を上げているなということを確認してきたところでありました。以上で私からの報告を終わります。

引き続き、各課の報告を教育総務課より順次お願いします。

菅 課 長

教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項

	(教育総務課)」の具体的内容を説明。
堀 口 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項(学校教育課)」の具体的内容を説明。
松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項(社会教育課)」の具体的内容を説明。
浅 田 課 長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項(スポーツ課)」の具体的内容を説明
森本教育長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
立 花 委 員	まとめて教育長、学校教育課、社会教育課にご質問させてください。まず教育長のご報告の中に、私も昨日たまたまNHKのニュースを見たときに、8月の最後の10日間を、11月の第2週ぐらいに10日間、8月夏休みを10日間短くして、その分10日間を11月に持っていくと、そのようなやり方はどうかとか、それに対して、そこに出席の方が子ども達は、それでいいと思うけども、保護者の休みはどうなるのかとか、そういう疑問が投げかけられたんですね、ですから単純に休みを動かすということについては、学校だけでなく、そういう企業体質も今から日本には求められるんだというような番組があったんですが、先ほどの教育長の短縮という視点とは違った報道だったと思うんですけど、確かに授業実数が増える、学校でのコマが非常に窮屈になる、そうすると42日間の夏休みをどうにかして短くしようと、物理的にすればという考え方は分かるんですが、この42日間、児童・生徒、特に小学校の低学年の子ども達を主眼において考えたときに授業実数とか物理的なことで考える以上のすごく大きなものが含まれていると思うんですね、ですからそれがどういうことかということ、現場にいたときに4月に入学してきた1年生の子ども達が夏休みを終えて9月1日に登校してきたときには、この42日間過ごしてきた子ども達は、目に見えて大きな成長を遂げてやってきます。ですからその成長を授業実数確保という視点からだけとらえて夏休みを10日削るとか

森本教育長	いうことにならないようにですね、先ほどは検討してみたいというお話もありましたが、十分慎重にご検討いただければというふうに思っています。授業実数が増えた分をどうするか、ということに具体的なことは言えませんが、どうか慎重なご検討をしていただければと思っています。それから学校教育課長のご報告の中で「島原市民の歌」の取り扱いについてというのがありましたが、これは以前中学校の音楽の先生から、ぜひ島原市内、昔は鼓笛隊で「島原市民の歌」の演奏をやっていたというお話もあって、市内の音楽部としてもぜひ広めていただきたいという要望があって取り組もうということまではしましたが、なかなかその定着というのが難しいんですね、今度豊後高田市に行かれて校長がその思いを十分共有されたのであれば少しでも「島原市民の歌」が子ども達に定着していくように取り組んでいただければと思っています。これは希望です。それから社会教育界に1つお尋ねですが、30日に土地対策会議というご報告があったんですが、この場でお話ができるだけでけっこうなんです、図書館駐車場のところですね、最近チェーンが外れて草が生えっぱなしになったり、駐車場の看板は新しく八尾病院側に設置はしてもらっているんですが、どうも見た感じどうなっているのかなと、状況がよく分からないもんですから、いつごろにはっきりとした駐車場として、整地ができるとか、もし話できるような状況がありましたら教えていただければと思います。 まず、夏季休業の件ですけれども、検討しますということは、少し研究してみたいという意味です。現場の声が非常に強ければ、具体的に動いていかなければと思います。現場ありき考えて行きたいなと思っておりますし、また、立花委員さんがおっしゃたように夏休みというのは、学校でできない体験ができるいい時期なんですね、ただ夏休みは何のためにあるのかといったときに、そういった体験の側面と学習活動がこの暑さでは効率的にできないじゃないかと、そういったところから夏休みあると思うんです。本市の場合、暑くないじゃないかと、と言われれば実はエアコンが設置をされていますので、この吉田町も実はそうなんですね、とりあえずは次年度から学校が動き出します。これは新しい過程で動き出していきますんで、非常に窮屈で、どうしようもならないというの
-------	---

	であれば、その時は検討して参りたいと思っております。 次に学校教育課長お願いします。 堀 口 課 長 授業時数につきましては、どんな議論がされているか注視しています。まだ、具体的な案を学校からひらってきていません。いま教育長もおっしゃたように基本的に夏休み削減ありきであってはならないと思っております。いろんな工夫をした上で、それでもやっぱり窮屈だと、やっぱり削っていかねばいけないとなれば、それは止むを得ないと思いますが、まずは各学校に中で、どうやっていこうと思っているのか、自分の学校をどうしていきたいと思っているのかしっかり見極めていきたいと思っています。これは私の私見ではありますが、今小・中学校には学力向上対策が３０分あります。今小学校では、ほぼ全国水準に達してきましたので、例えばその特設の時間を３０分なんですけど外国語活動にあてることは可能です。そういったことになるとあと１５分どこかに確保すればいいわけで、小学校３・４年生の外国語活動は、４５分を一単位として授業をしないといけないんですが、今問題になっている高学年の外国語がどこにくるかということは、１５分のモジュールとか、３０分とか、逆に足して６０分とか、いろんな組み合わせができますので、今の中でどこまでやれるのかということ、まず学校現場からしっかり聞いた上で、それでもなんとか夏季休業にならないかという話になったときに、教育長の話にあったように検討することは可能かなと思っています。まず最初に夏休みを減らそうとは考えておりません。豊後高田市の件ですけども、「島原市民の歌」をふるさとの歌ということで、行事で歌うというのは難しいかもしれませんが、各学校なりにみんなで歌を覚える時間帯であったり、朝の活動であったり、できるように提案をしてみたいと思っております。 松 本 課 長 図書館駐車場の土地につきましては、今年の３月２３日付けで島原市と長崎刑務所とで交換契約を締結し、既に引き渡しが終わったところでございます。国の方といたしましては、この宿舍の予算につきましては、現在平成３０年度の建設工事予算の要求を終えた段階ということで、まだ内示はあっていないということでございました。国の方に平成３０年
--	--

	度で予算がつきますと、来年の９月頃から工事に入れるだろうということでございまして、そうなりますと恐らく宿舎の完成が３１年の末ぐらいになるんじゃないだろうかというお話でございました。本市としましては、境界には特段構築物をする予定はないんですが、国の方としては境界の内側にフェンスを設置する計画がございまして、そのフェンスが設置されたあとでないと、本市の方も駐車場整備ができませんので、その国の流れに合わせてですね、あくまで推測ということで話させていただくと、平成３１年度の整備になろうかと思います。
立 花 委 員	分かりました。ありがとうございます。
森本教育長	他に、何かありませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようですので、次に、次に、日程第「議案上程」を議題といたします。
第 ５ 議案上程	
森本教育長	審議のあり方について、ご提案があります。本日２１議案ということで、かなりの数の審議をしていただきます。そこで第５２号議案「島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」から第７２号議案「島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則」まで一括して説明を申し上げ、その後１本１本審議をしていただくということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
森本教育長	それでは、第５２号議案から順次説明をお願いします。
松 本 課 長	私の方から議案の説明の前に全体的な概要について、まず説明させていただきます。 本日お配りしました、Ａ４とＡ３を閉じております「減免規定の調整

概要について」の資料をご覧ください。まず、A 4 の資料の方ですけども委員さん方ご承知のように受益者負担の原則から、今年の 3 月市議会定例会におきまして、公の施設の使用料の見直しを行ったところでございます。またその改正に向けて市の方で基本方針を定めておりますが、この基本方針の中で減免制度の適正化については基準の整備と施設及びサービス間での減免の考え方の統一基準を設定するとの考えが示されており、全庁的な調整を図ってきたところであります。この調整によって今回の規則改正の提案となったところでございます。この資料②の調整の概要、まず 1 つ目に全施設共通の取り扱いということで、冷暖房費は、原則徴収すると、（２）施設間での調整、ここに公民館、図書館、文化会館、スポーツ施設と教育委員会関係の施設がありますが、施設間の減免の格差が大きくならないように配慮するという方針で整理を進めてきたところでございます。その下の表ですけども貸館の主な内容という表です。減額区分、ここの区分は条例に規定された使用料の減額区分であります。１００％と５０％、教育委員会が定める率の３区分になっております。そして施設と主な内容ですが、１００％の項の（共通）冷暖房費免除、これについては、行政、学校関係等の使用に限って冷暖房費を免除するということになっております。続きまして、（特例）冷暖房費徴収、これは施設の特性に応じた減免の適用ですけども、公民館については、公共的な団体、社会教育、社会体育、社会福祉、知育づくり団体、自主学習グループ等については、使用料は１００％減額し、冷暖房費は徴収する。図書館につきましても同様に公共的な団体、読書活動団体、自主学習グループ等については、１００％使用料を減額し、冷暖房費は徴収する。また、５０％につきましても、全施設共通ということで、国、県の主催事業につきましても、５０％使用料を減額するけども、冷暖房費は実費を徴収する。そして公民館では、今回子育て支援の観点からも保育園・認定こども園、また高等学校等も５０％使用料を減額、冷暖房費は実費を徴収する。文化会館も同様であります。スポーツ施設も同様であります。こういったかたちで調整を図ったところでございます。

資料①の「核施設の使用料減免規定比較表」により、これまでと大きく変わった点について説明。

松 本 課 長	以上が全体の改正になります。以下、個別の議案について説明させていただきます。 ＜第５２号議案～第５７号議案の説明＞ 議案集の１ページをお願いします。第５２号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですけれども使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。 以下、別添参考１の１ページから１５ページの「島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」にて説明。 この規則は、平成２９年１０月１日から施行しようとするのでございます。経過措置ですが、この規則による改正後の島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例によるのでございます。以上で第５２号議案の説明を終わります。 続きまして、議案集の９ページをお願いします。第５３号議案 島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですが、島原市立公民館運営審議会の運営に関し、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。 これまで審議会の庶務を行う部署の規定がなかったことから、新規に規定するものでございます。この規則は、平成２９年１０月１日から施行するのでございます。以上で第５３号議案の説明を終わります。 次に、議案集の１０ページ、新旧対象表の１７ページをお願いします。第５４号議案 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですけれども使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。以下、別添参考１の１７ページから２８ページの「島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」にて説明。 施行期日は、平成２９年１０月１日でございます。経過措置につきま
----------------	--

しては、公民館と同様、許可日によってこれを適用させるということで規定をしたところでございます。以上で第５４号議案の説明を終わります。

次に、議案集の１９ページ、新旧対象表の２９ページになります。第５５号議案 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですけれども有明図書館の管理運営に関し、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

以下、別添参考１の２９ページから３５ページの「島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」にて説明。

施行期日は、平成２９年１０月１日でございます。以上で第５５号議案の説明を終わります。

次に、議案集の２４ページ、新旧対象表の３６ページになります。第５６号議案 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですけれども使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

以下、別添参考１の３６ページから５６ページの「島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」にて説明。

施行期日は、平成２９年１０月１日でございます。経過措置につきましては、許可日によってこれを適用させるということで規定をしたところでございます。以上で第５６号議案の説明を終わります。

議案集の３２ページ、新旧対象表の５７ページになります。第５７号議案 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由ですけれども使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

以下、別添参考１の５７ページから７４ページの「島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表」にて説明。

施行期日は、平成２９年１０月１日でございます。経過措置につきましては、許可日によってこれを適用させるということで規定をしたところでございます。以上で社会教育課関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

浅田課長	引き続きまして、スポーツ課関係部分を説明いたします。 議案集は、引き続きということになりますが、新旧対象表につきましては、参考２ということで、第５８号議案から第７２号議案の資料となります。スポーツ課部分について、全体的なことを説明させていただきます。 主な内容としましては、登録団体制を廃止しました関係が、島原霊丘公園体育館・弓道場、島原市立有馬武道館、島原市立屋内相撲場の３つの条例施行規則の一部を改正、それから、回数券を廃止した関係で、島原市立温水プールと島原市立有明プールの改正を行ったもの、また、全体的に使用申請手続き、その取り消し変更等の内容について、長年改正されておらずバラバラだったため、その統一を行いました。それから、減免規定については、今回の改正による大きな変更点はありませんが、今回、温水プールと有明プールの使用料につきまして、身体障害者関係の方が使用する場合におきまして、これまで減免規定は設けておりませんでした。身体障害者手帳を提示した場合に介護者が必要な場合における、その介護者分の減免規定を新たに設け、その他は施設数、条例等が多い中で、長年整備されていなかったところであり、文言の整理と統一をしたところでもあります。 社会教育課長が申し上げましたとおり、これまでの規定を基に、他の施設との整合性を図りながら、一部改正をしたところでもあります。それでは、第５８号議案から第７２号議案まで説明させていただきます。 <第５８号議案～第７２号議案の説明>
浅田課長	まずは、議案集は４１ページ、第５８号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由につきましては、使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。 新旧対象表の１ページから３ページまでになります。改正の主な点は、先程も申しましたが、申請手続きの統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。 施行期日は、平成２９年１０月１日でございます。経過措置につきましては、許可日によってこれを適用させるということで規定をしたところでございます。

次に、議案集は４４ページ、第５９号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の４ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は４７ページ、第６０号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の７ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は５０ページ、第６１号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の１０ページからとなります。改正の主な点につきましては、登録団体制度を廃止しました関係条文の整理、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は５４ページ、第６２号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の１７ページからとなります。改正の主な点につきましては、登録団体制度を廃止しました関係条文の整理、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は５９ページ、第６３号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の２３ページからとなります。改正の主な点につきましては、登録団体制度を廃止しました関係条文の整理、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。今回、身体障害者等が使用する場合につきまして、身体障害者手帳を提示した場合、その介護者分の減免規定を新たに設けております。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は６３ページ、第６４号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の２８

ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。今回、身体障害者等が使用する場合におきまして、身体障害者手帳を提示した場合、その介護者分の減免規定を新たに設けております。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 67 ページ、第 65 号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の 32 ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 71 ページ、第 66 号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の 35 ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 75 ページ、第 67 号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の 39 ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 78 ページ、第 68 号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の 42 ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 83 ページ、第 69 号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の 45 ページからとなります。改正の主な点につきましては、登録団体制度を廃止しました関係条文の整理、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。

提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。

次に、議案集は 87 ページ、第 70 号議案 島原市立夜間照明施設の

	設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の５０ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。 提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。 次に、議案集は９１ページ、第７１号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の５３ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。 提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。 次に、議案集は９３ページ、第７２号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。新旧対象表の５６ページからとなります。改正の主な点につきましては、申請手続きの文言の整理・統一と減免項目の一部見直しによるものでございます。 提案理由及び附則につきましては、前号議案と同じでございます。以上スポーツ施設関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	ただいま、５２号議案から７２号議案まで一括して提案理由等の説明を行いました。長時間となりましたので、しばらく休憩します。 － 休憩 －
森本教育長	休憩前に引き続き会議を再開します。 これより議案審議を１本ずつ行いたいと思います。 第５２号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	まず、第５２号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑を行いたいと思います。

	今回自主サークルをどうするかということで、かなりの議論になりましたが一応使用料としては１００％減免をしましょうということでした。そのあたりは随分利用者としては助かるんじゃないかならうかと思っております。 何かご質問、ご意見はありませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようでしたら、第５２号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
森本教育長	それでは、第５２号議案は原案のとおり議決いたします。 第５３号議案 島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第５３号議案 島原市立公民館運営審議会規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようでしたら、第５３号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
森本教育長	それでは、第５３号議案は原案のとおり議決いたします。

	第 5 4 号議案 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 5 4 号議案 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
本 多 委 員	先程の議決した公民館にも少し関連しますが、冒頭減免規定の調整概要についてご説明いただきました。遡るようで申し訳ないですが、先程使用料の調整については、全体のバランス、それからそもそも使用料については原則徴収するという原則的な取扱いでもって調整をされたということですけども、今回文化関係団体、これまで無かったといいいましょるか具体的に名称が載ってなかった文化関係団体の減免についても新たに加わっているかと思うんですが、この辺の主旨といいいましょるか、思惑といいいましょるか、その辺は何か付け加える際にあったんでしょうか。図書館も公民館もそうですけど。
松 本 課 長	文化関係団体ということで、現在考えているのが、島原文化連盟、有明文化協会、島原市音楽連盟のこの 3 つ団体を想定しているところでございます。実際公民館でしていても、文化会館またスポーツ施設についても、その団体で使用するというケースがあっていたという事実もございまして、その関係で今回減免規定の中に明確にあげさせていただきました。
本 多 委 員	これまで社会教育関係団体という位置付けがあったと思うんですが、その中に含まれていたという意味合いになるんですか。
松 本 課 長	考え方としましては、社会教育活動の 1 つになってきますので、それを明確に切り離したということになります。
本 多 委 員	分かりました。それから自主学習グループ等が使用する場合は、1 0 0 %減免をするんだと、この規定というのは、この図書館の減免規定で

	いけば、別表第2のどこになりますか。
松 本 課 長	自主学習グループの次から読書活動グループが同じような性格でございますけども、区分1の100%減免の方になりますが、これに一番近いわけですが、最後の方に地域づくり関係団体等ということで、大きくは社会教育団体とは定義は違うんですが、その1つ、一貫というような考え方でここに入れさせていただいています。
本 多 委 員	分かりました。図書館については、教育文化振興事業団が指定管理者として管理しているわけですね、ここの集会室等を管理するとしたときに、この使用料の取り扱い、これはどこが取り扱うんですか。収納はどういうかたちでするんですか。
松 本 課 長	使用料については、これを指定管理者に収納させることができると条例に規程がございますので、基本図書館の職員の方で収納事務を行うことになります。
本 多 委 員	利用料としてというかたちということですか。
松 本 課 長	はい、利用料金として収入するかたちになります。
本 多 委 員	その辺は、教育文化振興事業団と調整をされるのですか。
松 本 課 長	まだ、図書館との調整は行っていないところですが、同じく教育文化振興事業団が管理している文化会館が利用料金を収納する場合、専用の口座に受け入れをするという体制をとっていましたので、同様のかたちでやっていくものと考えております。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他に何かありませんか。

	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第54号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第54号議案は原案のとおり議決いたします。
	第55号議案
	島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第55号議案 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
本多委員	この有明図書館の管理規程ですけども、35ページの別表に複写機が実費分を徴収することとして挙がっているわけですが、有明文化会館の複写機とは違うんですね、ここの複写機は図書館の中にあって、有明文化会館の分については、事務所とかにあって、全く別の部屋にあって使用するというかたちですということ、一緒じゃないんですね。
松本課長	図書館の複写機は、有明図書館の中に設置されたものになります。有明文化会館の複写機については、有明文化会館の事務所に設置された複写機になります。従いまして全く別物になります。
本多委員	はい、分かりました
森本教育長	他に何かありませんか。
	(「なし」の声)

森本教育長	無いようでしたら、第 55 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 55 号議案は原案のとおり議決いたします。 第 56 号議案 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 56 号議案 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
本 多 委 員	新旧対照表の 46 ページの別表 3 のところですけども、改正前で 70%減額するものということで、国又は県の主催により使用する場合 70%、これが改正後は 50%ということで、20%削減をされているということになっております。この辺は全体的な調整を図るという意味からそういうふうにされているんでしょうが、他には 70%減額するというのはないわけですよ、市の全体的な見直しの中で、特別にこういったものがあつたから、50%に統一するというかたちなんですか。
松 本 課 長	社会教育課関係では、この文化会館だけでした。
本 多 委 員	4 項の 30%減額もそうですよね。
松 本 課 長	30%減額も文化会館関係だけです。この件につきましては、負担が増額するということになります。
本 多 委 員	そうですね、負担が増額するんですね、この辺は全体的なバランスで検討されたことなんでしょうけども、他には 70%というのはなかったのですか。

松 本 課 長	はい。他にはありませんでした。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他に何かありませんか。
	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第５６号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第５６号議案は原案のとおり議決いたします。
	第５７号議案
	島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第５７号議案 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第５７号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第５７号議案は原案のとおり議決いたします。

	第 5 8 号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 5 8 号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
本 多 委 員	新旧対照表の 3 ページの別表第 2 の中で、2 項のクですけれども、この減免の対象となっているのが、社会教育関係団体、文化関係団体及び福祉関係団体と、これがそれぞれの目的で体育スポーツ行事又は文化行事に使用する場合は減免の対象とするという内容だと思いますが、改正前の内容と異なっているのでしょうか。改正前には社会教育関係団体、文化関係団体というのが具体的に出てこないものですから、取り扱いが違うのか、若しくは具体的に分かるようなかたちに明記をされていたのか。その辺を教えてください。
浅 田 課 長	この辺の減免の対象についてですけれども、2 ページの現行でいくとカのところになります。これまでは、福祉団体に限っていたわけですが、これは文化面と統一を図ったところです。福祉団体については、具体的にいうと社会福祉協議会であるとか、児童委員連絡協議会とか、老人クラブ連合会とか、保育会とか、こういうところが今まで福祉団体というところで、これまで対象としていましたが、今回福祉団体とあわせて、社会教育団体については、婦人会であるとか、健全育成会、ここらあたりの対象を広げて、また、文化関係団体についても文化連盟協会とか、あるいは音楽連盟あたりも対象として広げたところです。
本 多 委 員	これまでカに含まれていたもの、それから新たに追加をして明確に規定をしたと、社会教育課の施設もそうですけれども、見直しをして明確に規定をしたということですね。分かりました。
森本教育長	他に何かありませんか。

	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第５８号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第５８号議案は原案のとおり議決いたします。
	第５９号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第５９号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。
	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第５９号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第５９号議案は原案のとおり議決いたします。
	第６０号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第６０号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。

	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 0 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 6 0 号議案は原案のとおり議決いたします。
	第 6 1 号議案
	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 6 1 号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 私から 1 点お尋ねします。先ほど登録団体制度を廃止しましたという説明がありましたが、弓道場と相撲場、有馬武道館もそうですけども、登録団体にはどういうところがあったんですか、それと登録団体制度があったからその団体はこのいう利便性があったというのがありますか。
浅田課長	相撲場でいうと相撲協会、武道館でいうとレスリングスクールとか、そういうところが登録して団体として使用する、年間通じて使用するとかたちになります。なお、減免については、減免基準のとおりとなります。
森本教育長	分かりました。他に何かありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 1 号議案は原案のとおり議決してよろしいで

	しょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 6 1 号議案は原案のとおり議決いたします。 第 6 2 号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 6 2 号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 2 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 6 2 号議案は原案のとおり議決いたします。 第 6 3 号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 6 3 号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 3 号議案は原案のとおり議決してよろしいで

	しょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第６３号議案は原案のとおり議決いたします。
	第６４号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第６４号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第６４号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第６４号議案は原案のとおり議決いたします。
	第６５号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第６５号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第６５号議案は原案のとおり議決してよろしいで

	しょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 6 5 号議案は原案のとおり議決いたします。
	第 6 6 号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 6 6 号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 6 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 6 6 号議案は原案のとおり議決いたします。
	第 6 7 号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 6 7 号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 6 7 号議案は原案のとおり議決してよろしいで

	しょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第６７号議案は原案のとおり議決いたします。
	第６８号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第６８号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第６８号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第６８号議案は原案のとおり議決いたします。
	第６９号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第６９号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第６９号議案は原案のとおり議決してよろしいで

森本教育長	しょうか。 （「異議なし」の声） それでは、第６９号議案は原案のとおり議決いたします。 第７０号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第７０号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようでしたら、第７０号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声）
森本教育長	それでは、第７０号議案は原案のとおり議決いたします。 第７１号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第７１号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 （「なし」の声）

森本教育長	無いようでしたら、第 7 1 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 7 1 号議案は原案のとおり議決いたします。 第 7 2 号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則
森本教育長	続きまして、第 7 2 号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則について質疑を行います。何かご質問、ご意見はありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第 7 2 号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
森本教育長	それでは、第 7 2 号議案は原案のとおり議決いたします。
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】
森本教育長	次回 10 月の定例教育委員会を 9 月 29 日（金） 13 時 30 分から、有明庁舎 1 階相談室において行います。

第 7 その他

森本教育長	次に、「その他」を議題といたします。まずは、「その他」の（１）報告事項「① 9 月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	次に、（１）報告事項「②平成 29 年度（平成 28 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について」をお願いします。 お手元に資料に配布してありますので、ご覧いただいてよろしいでしょうか。 本年度も 3 名の有識方からご意見を頂いております。資料でいきますと 2 ページから 4 ページになります。2 ページが原さん、3 ページが田上さん、4 ページが片山さんということです。この 3 名にお願いをしてご意見をいただいているところでございますけれども、改善を要する点若しくは要望ということで、いくつか記されています。その点についてそれぞれ関係課の方から現状若しくは今後のことということで、折角のご意見ですので、ご審議頂ければと思っております。まず 2 ページの原さんをご覧ください。改善を要する点として 4 点あげられています。1 点目は、「読書活動に、力を入れておられ、貸出冊数も年々伸びて良いと思うが、中学生の読書をさらに向上させ、思春期のより良い成長につなげてほしい。」という要望・意見がありますけど、このことについて

堀 口 課 長	て、学校教育課どうですか。 中学校の読書冊数については、県の目標と市の目標がかけ離れていたということで、ダブルスタンダードになっていました。そういったことで、低い目標設定になっていましたが、今回は県の目標と合わせました。私は多読は大事だと思っています。読まなくてもいいから借りるということとはとても大事だと思っていますが、ある程度冊数がいくようになって、読書の質的なことを問い始めていますので、あまり冊数だけに縛ってしまうと、数だけで走ってしまうというのがありましたので、そのダブルスタンダードを解消する意味でも県の目標に合わせて不読者をなくすということに取り組んでいるのが現状です。そういった意味では視点を変えて、今まで読んでない子に本に触れさせようということで、中学生の読書も向上させようと思っています。
森本教育長	そういった状況があって今後のことも今説明をいただいています。今の第２期の教育振興基本計画では、先程学校教育課長もいいましたけども普読者率を１パーセント以下という目標になっていますので、いわゆる読まない子をなくしましょうと、そういった方向になっています。確かに第１期の教育振興基本計画では、小学校では１年間に１２０冊を目標にしていました。中学生が１２冊だったんですね、小・中に差が空きすぎたというのはあったんですけど、それでも中学生も２１冊まで伸びているというのは事実であって、読むようにはなってきたという現状です。それでは原さんの２番目ですね、「問題データベースシステムの導入教科が、広がっていますが、どのような成果が上がっているか知りたい。」はどうですか。
堀 口 課 長	後程、学力向上の結果を報告しますので、そこで報告したいと思います。
森本教育長	分かりました。３番目の「今年３月、長崎市内の高校生７人が大麻所持で逮捕・摘発された事件に、大きな衝撃を覚えた。島原市の小・中・高等学校においても、薬物乱用防止教室の充実に努めてほしいと思いま

堀 口 課 長	す。また、P T Aにも啓発の必要があると思う。」という要望ですけど、これは学校教育課どうですか。 薬物乱用防止教室のやっぱり非常に充実した中身ということで、小・中学校全てで取り組んでおります。今特に学校現場としていい内容だなという評判が伝わっているのは、ライオンズさんが取り組んでいる内容が非常に充実していると学校から聞いているところです。引き続きこれはもう理解しないといけないと思います。
森本教育長	これは今現にライオンズクラブの方ら講師として呼び出してやっています。非常に子どもたちも分かり易く興味深く聞いております。あとはP T Aの参加も呼び掛けていくというかたちが進んでいければ思っております。4番目です。これは3ページの田上さんも同じようなご意見でした。「しまばら家庭教育三・三・七拍子」が各家庭に浸透し、子育ての指針となってほしい。小・中学校のP T Aと連携し実践につながればよいと思う。」というご意見なんですけども。
松 本 課 長	これにつきましては、昨年、園児、小・中学生の家庭には配布をさせて頂きました。それ以降は、毎年新入園児のいる家庭には毎年配布をすることになります。また、各小学区で実施しております家庭教育学級にも取り上げて、社会教育委員を講師に招いて家庭教育学級等での演題として取り上げたところでございます。また各種団体の総会等の教育長のあいさつの中でも言っていて周知を図っております。ただ今後はこのリーフレットを家庭の中で、実際掲示して活用しているか、我が家の目標を書く欄があるわけですから、こういったものを記入して活用しているかどうか、こういったものの調査をかけながら、実態を把握してみて、今後も活用と周知に努めていきたいと思っております。
森本教育長	今、原さんのご意見に対し、現状を報告してもらいましたが、何か委員の皆さんからありませんでしょうか。
本 多 委 員	よろしいでしょうか。先程ご説明がありましたように第2期の教育振

	興基本計画の中では、不読者を解消すると、1パーセント以下にするんだというような計画だったと思います。具体的な冊数は私もあまり入れない方がいいと思っております。学校訪問の際にも保護者の方が書かれたのを思い出しましたが、「借りてくるんだけども読まない」と、冊数だけ増えて実際は読まないという実態があるようですので、借りるということはいいいことなのでしょうけども、形式で終われば効果がないと思いますので、まずは、読まない子どもたちがいないということでの取り組みが必要だろうと私も思います。
森本教育長	ありがとうございました。他に、何かありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	続きまして、田上さんのご意見、田上さんの4番の項については、先程説明したとおりとなります。まず、1番の「近年、小中学生を取り巻く環境は厳しくなっている。いじめ、不登校、不良行為など、このようなことは子どもたちだけの問題でなく、大人社会の問題でもある。これから学校・家庭・地域社会が連携して、子どもたちがゆとりを持って生活できるよう指導しなければならない。」という、社会教育をやってこられた田上先生らしいご意見だなと思っておりますけども、学校教育課いかがですか。
堀口課長	いじめ、不登校については、特にいじめについては基本方針が変わりましたので、あらためて学校が作っている基本方針や取組を見直すようにしています。やはり何といいましょうか、担任のところで止まってしまう。管理職に報告が未だに遅れて問題が大きくなってしまいうということがよくあります。そういったことでいじめ防止基本方針等をつくって少し年数が経って、それが形骸化しているところがありますので、今後の9月の校長会でもとりあげて指導するようにしています。不登校については、やはり一定数いますので、島原市の場合はフリースクールがありませんので、適応教室ひまわりの充実、今度も事業評価の対象になっているみたいですけど、これはぜひ必要なので、私たちとしては継続していきたいと思ってい

	ます。それから不良行為、少年等の問題については、今警察等と連携がとれています。私たちも非常に相談に行きやすいような組織間の関係作りができていますので、そういった体制づくり今に努めているところです。
森本教育長	はい、1番と3番については、今社会教育委員の会が提言を取りまとめるためのアンケート等をとってらっしゃいますので、それからでも新たに施策というか、提言が出てくるのかなと思っております。ここに今あるんですけども、かなり詳しくアンケートをとってらっしゃいますので、これから恐らく提言等を出して、具体的なアクションをこちらに起こしてくれというのがくるんでしょうね。
松本課長	はい、そうです。
森本教育長	そこはもう学校教育課長が言いましたが、それぞれが取り組んで行っているということ、あるいは連携についても、学校もそれぞれ家庭も地域もやろうとしている最中ではあるわけですね、2番目に行っているいいですか、これはどうも「少年の日」に比べると「家庭の日」の周知が足りないんじゃないかと、広報をして欲しいということですけども。
堀口課長	この問題は、昨日県体育保健課から「家庭の日」の部活動を見直すように通知が来ています。県全体の動きとして、「家庭の日」を徹底させると、各市・町共通認識していますので、今後部活動の週2日完全休養と合わせて達成年度を設定したうえで、全県下的に完全実施を目指していくということで進んでいます。
森本教育長	そうですね、広報について社会教育課何かありませんか。
松本課長	「少年の日」については、あいさつ運動ということで、各地域に定着していますが、「家庭の日」についてはなかなか実践がされていないと、広報活動としましては、健全育成会の総会等での周知とか、少年センターでは毎月第3日曜日の前々日の金曜日に広報車を活用して周知をしている状況であります。先程学校教育課長からもありましたようにクラブ活動が盛

	んに成り過ぎてなかなか子どもを家庭に返せないという状況もあるようです。スポーツの指導者からすればスポーツ活動を通して人格形成という強い思いもあられるというのは分かりますが、やはり一番の基礎となる家庭の重要性についても認識して欲しいと思います。あと前教育長のときですけども各小・中学校の毎月の行事計画に「少年の日」「家庭の日」を入れるようにと指示がありまして、この件についても最近上がってくる行事には各学校入れてあります。
森本教育長	以前「家庭の日」には部活動を中止しようという取り決めがありましたが、なし崩しになってきている、確かに薄れてきている状況はありました。各学校の行事にも「家庭の日」を位置づけなさいと、これは実は私が少年センターにいるときにお願いをしたところです。「少年の日」は書いてあるが「家庭の日」は書いてないということで、お願いしてきちんと入れてもらうようにしました。そういった状況ですが、何か委員の皆さんからありませんでしょうか。
松 本 委 員	少年の不良行為ですけども、島原には未成年で暴走族に入っているのはいないのですか。
松 本 課 長	その情報は私どもにも入っていないのですが、少年センター運営協議会等でも出てないところです。
森本教育長	昨年、新聞で暴走族の暴走行為によって少年が逮捕されたという事案があったんですね、その後その子たちがどうなったかという情報は入っていないところです。今のところ暴走族はありませんよといったんですが、たのところで再結成の動きがあるというようなことを聞いたこともあります。国道で大きな音を出して走るのを見かけはするんですけど、どこのグループでそれが暴走族に登録されているかは分かりません。
松 本 委 員	分かりました。もう1点、不登校ありますね、あまりにも天才過ぎてというのがあ。俗に言えば坂本龍馬とかも不登校、天才過ぎて不登校というのは島原には無いんですか。

堀 口 課 長	不登校の子に共通するのは、何が原因かが分からないというケースが多くて、原因が分かっていたら自分で立ち直っていけるでしょうけど、なかなか最初は何となく嫌になった、そのうち勉強が分からなくなった、非常に複雑に絡み合ってしまったて分かりづらくなっているというのが現状かなという気がします。私たちが把握している中で、そういった天才型の不登校は見えてないです。長期欠席の理由は上がってきていますが。
松 本 委 員	一般的に不登校だったら、自分を見つけきれないというのが不登校ということですね。
森本教育長	従前と比較して、非行型の不登校というのは、随分減ってきているんじゃないのかなと思います。以前は不登校イコール非行型じゃないかという見方をしていた時期もあるんでしょうけども、先程課長も言いましたけども、自分自身が分からないという子どもさんがその傾向にあるような気がします。
堀 口 課 長	本人の自覚があれば、そこを改善してあげられるのですが、何を改善してあげればいいのか分からないことがあります。
松 本 委 員	これは別件ですけど、この長期休暇の時に、前は高校生が化粧をすれば、大人と分かったんですけど、今は中学が化粧して、車に乗ったら声かけられないと、センターからそのような声は上がってないですか。
松 本 課 長	聞いていないところです。
松 本 委 員	そうですか。絶対あるはずですよ。前は高校生だったんですけど、もう中学生が化粧をすれば、危ないということです。その辺が際どいところです。
森本教育長	事務局の職員から話を聞いたんですけど、花火大会がありました。自分も家族と見に行ったそうです。驚いていたのが今委員さん言われたとおり

	なんですよ。中学生も化粧するんですねと言ったんですよ。やっぱり夜に外に出るということで、普段より少しおしゃれをして行く、その子と面識がなかったら、もう大人だなと思う子もいると。
松 本 委 員	それを注意すると、お母さんがしているのに何で悪いのという言い方をするんです。お母さんだってしているじゃないですかと、みんなお姉さんたちも、自分たちが何で悪いのかと、屁理屈は言いますので。
本 多 委 員	そうですね。見かけでは分からないですね。
松 本 委 員	それで彼女たちが、悪い人たちに利用されたり騙されたりする可能性があるんですよ。
森本教育長	今後、少年センター協議会等で話題にしてもらっていいですか。
松 本 課 長	はい、分かりました。
森本教育長	他に、何かありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	それでは、次の４ページの片山さんの方に入ります。１番が家庭での教育力が低下ということで話をされています。これも先程言いました今度の社会教委委員の会の提言が生きてくるのかという気がします。
松 本 委 員	いいですか。１番の家庭の教育力が低下、親の教育力、ちょうど今の親さん、小学生の親が小学生の時、けっこうゆとり年代に入ってきているじゃないですか、それで自分さえ良ければいいという感覚でいる方もいますので、モラルを知らない、その辺が出てきていますから、あいさつ運動も同じです。お父さんは仕事で疲れていて、朝２階から降りてきても、子どもが「おはよう」と言っても返事も何もしない、それが続くと家庭であいさつをしない、それで学校であいさつ運動と言っても、本当に上辺のあい

森本教育長	さつ運動になってしまう可能性がありますので、片山さんがおっしゃるように低下、日本の国力が落ちてくるということも考えられます。 P T A活動の原点がお互いの研修機能になってくるんでしょうけど、P T Aそのものがなかなか活性化できないというのも委員さんおっしゃたように、そういった組織で勉強するのは嫌だというような風潮もあるのかもしれないですね、現在ですね、
松 本 課 長	よろしいでしょうか。この件ですけども、社会教育委員の会、または公民館運営審議委員からも意見がでるんですけども、やはり親が学べる場が減ってきたということで、例えば社会教育が実施しております家庭教育学級につきましても、昔は例えば子どものしつけ方とか、ほめ方とか、親のあり方というテーマで、数回に渡った学級もあったわけなんですけど、最近では、どちらかというと親子の体験学習とか、お医者さんを呼んで栄養学とか、また活躍した人の話とかがメインになっていて、本当に親としての学べる内容がなくなってきたんじゃないかと思っています。また島原市のひとづくり出前講座の中にもそういうのが無いじゃないかという指摘もあったんですが、そちらの方は職員が市政のこの話をするもんですから、私たち素人には家庭教育のなかでという話をしているんですけども、そういった意見も出ていますので、本当に親としての在り方、家庭の在り方、核家族化ということで、家庭の中でいろんなことを学ぶ環境自体が減ってきている、地域の中では、連帯感の希薄化する中で、地域の中でも近くの大人の人から学ぶという機会というのもありますので、そういった家庭教育の原点に帰った「学びの場」という意味での講座等の企画を新年度は考えてみたいと思っています。
森本教育長	はい、いわゆる家庭学級等の内容の充実ですね。
松 本 委 員	いいですか。いろんな学ぶ場所があっても、そういう人は意外と出てこないんですよ。まず出てこないです。どれだけステージを作って出てこない。だんだん健全育成の組織の力が弱くなっている。この健全育成の力が強ければ、巻き込んでいけるんです。今そういうのには参加しないと

	か、面倒くさいとか、そういうのが出てきますから、それがイコール家庭の教育力の不足というのでしょうか。
森 委 員	私は保育所で思うんですが、子どもたちが保育所にいる時間はかなり長いんです。長い子は11時間12時間いるんです。親よりも保育士といっしょにいる時間が長い子も中にはいるので、保育園に求められる「しつけ」とか、家の方から丸投げされているようなところもあったりとかして、家庭では「しつけ」の面では無理というような家庭も中にはあるので、やはり保育園でも子どもたちに対するその「しつけ」、家庭教育というのが本当に最近重要視されているなと最近思っているところです。保護者にもそういう意識を持ってもらいたんですけど、こういう世の中でするので、社会的にそういう風潮が流れているので、保育園でのその重要性、家庭教育の重要性というのにも考えていかないといけないのかなと思っています。
森本教育長	はい、分かりました。他に、何かありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	それでは、2番の項ですね、スマートフォンの利用に関することですが、子ども現状を社会教育課お願いします。
松 本 課 長	これにつきましては、2年前だったと思います。小・中学生を守るための「しまばらスマホルール」ということで、4項目をあげて、市P連での統一ルールということで設定されてあります。その4項目というのが、「親子の会話を大切にしましょう」「裏に潜む恐ろしさについて話してあげましょう」「持たせる場合は我が家のルールづくりをしましょう」「持たせるのは親の責任です。親自身が手本を示しましょう」の4つの項目でございます。これを受けて、単Pでは、子どもたちの携帯の取扱いについてということで、我が家のルールづくりに努めましょうということで、15の参考例があるわけですが、これを作って各保護者には配布したところでございます。実際どれだけ各家庭でルールを作られて実施されている

	かについては、現在調査をしていないわけですが、やはりこのことを更に徹底していただくように、いろんな会合等のあいさつの中に盛り込んだり、お願いをしているところです。折角作ったルールでございますので、更に徹底できるように努めていきたいと考えております。
森本教育長	今、社会教育課から説明がありましたが、何か委員さんからありませんでしょうか。
本多委員	いいでしょうか。このスマートフォンの取扱いについては、2年ぐらい前に講習会、保護者であるとか、子どももいたような記憶があるんですが、文化会館の中ホールで講習会しましたよね、非常に興味深いといいたいでしょうか、内容が良かったなと気がするんですけど、そういったのはまた実施する予定はないのですか。
松本課長	講習会の実施状況というのは、先程言われたように平成26年度に松本委員さんが市の少年センターの補導員連絡協議会会長の時に、その会主催で島原文化会館において、県下でも一番優秀と言われているメディア安全指導員をお招きしてから行いました。その年度から以降、社会教育課が実施する家庭教育学級の中でもスマホの使い方ということで、家庭学級の中に入れ込んだり、学校によっては、学年単位またはクラス単位で、そういう講師を呼んで講習会をやった経緯がございます。今年度は、市の青少年健全育成協議会の総会の中にも、現在島原市内に1名だけメディア安全指導員の方がいらっしゃいますので、その方をお招きして実施した経緯がございます。この件については、子どもたちに大きな弊害を出す可能性がございますので、今後も引き続きこういったものの開催を進めていきたいと思っております。
本多委員	ありがとうございます。それからもう1点、他市ですけどもスマートフォンの取扱いについて、何時までという時間制限を設けているところがありますよね、全体的な取り扱いで、努力目標ですけども何時からは使用しないんですよと、そういった取り組みを周知しているところもあったような気がするんですが、教育委員会としてそういった取り組みは可能でしょ

松 本 委 員	うか。義務的にはできないでしょうね。 諫早とか、長崎とか市をあげてルールを作っているところもありますが、本市の場合には、市P連というかたちですね、このルールを入れたところでございます。確かに11時までですよと決めることは出来ると思うんですが、最終的には家庭がどこまでできるかにかかってきますので、やはり単Pを通じて、各家庭のルール作りをですね、なぜルール作り必要かということを含めてですね、そういったメディア安全指導員による講習会の中でも周知していかなければ守られないのかなという思いがあります。
松 本 委 員	スマートフォンの件ですけども、これもう大変な時代になっていますから、確か今度メーカーが何時から何時までと時間帯を決められるのを各メーカー売り出すでしょう。個人にさせたら絶対やぶると、だからメーカーがそれから先のアクセスはしないと、それと学校に入った時にはきちんときれると、そのような設定になるようにと、GPSで、もう確か何か月かぐらいでしょう。制限をかけないと、子どもが親より詳しいので、そうやっていく可能性はありますよね。
立 花 委 員	1点よろしいですか。スマートフォンについては、先程、市P連、状況ちょっと分からなかったんですが、持たせるのは親の責任です、4項目ぐらい去年一昨年あったという話もありましたが、大人の姿と一緒に、若いお母さんは、小さな幼児を買い物で、子ども2人ぐらい後ろに連れて、自分はスマホを操作しながら、子どもは後ろをついてくるんですね、そういう親がいっぱいいるわけですから、なかなかその家庭教育の向上を図るのは難しいなと思うんですが、反面今からの子どもたちは、生まれた途端にスマホをいじる、何か分からんで触ると画面が変わる、そういう世の中に生まれてきているわけですから、これからこういう時代の中で育っていく子どもたちをどうにかしないといけないという課題はあるわけですね、危ないのに近づけていけないと私は思うんですけど、今からではそれは通用しない。だから子どもたちがスマホ、パソコンと向き合う中で、どのように自分のいい情報手段で使っていくか、ということを指導していかないと

	いけない時代になってきたかなと、もう多分そういうことに気付く私が遅いんですけど、もっと早くから気づかないといけないでしょうけど、ちょっと気になったのが、持たせるのは親の責任ですということが、はっきり市P連から打ち出されたということは、学校現場との関わりは変わっていないんですか。学校としては持たせてはいけないとは言っていない、学校に持ち込みはだめですよと、小中そこまでは認めているんですか。
堀 口 課 長	持たせないという指導はしていません。 特に難しいのが安全のためのGPSがついたときに、非常にグレーなところで学校として難しいところです。
森本教育長	県内で持たせないというルールを決めているのは、諫早高校だけです。
立 花 委 員	一時は今の課長さんのお話があるように安全面で持たせているんですよという親御さんには個別に対応して、帰るまで学校でお預かりしますという策をとったこともあるんですね、持たせるのは親の責任で持たせますからと言われれば、学校としては難しい面が出てくると、ちょっとお尋ねしたんですけど。
森本教育長	大切なことは今の世の中ですから、いわゆる外すというのではなくて、本当いかに有効活用するのか、松本委員さんおっしゃたように危険なところからどうシャットアウトしていくのかと、そのあたりそういった力を子どもたちが持つ必要があるんだと思うんですね、そこあたりを考えていかないと、今後子どもたちというのは、そういった社会の中で生きていけないといけないと、そんなふうに思いますけどね。
松 本 委 員	今歩きスマホの禁止は福岡市内だけですか。
本 多 委 員	そうですね。
松 本 委 員	全部すればいいのにですね。

森本教育長	ありがとうございました。他に、何かありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	次の片山さんの３番目の学力については、後程、学校教育課から報告があるようですので、この項についてはここで終わります。 次に、「その他」の２．「その他」に入ります。 まずは、私から１点お知らせですけど、お手元に社会教育委員の会から資料「アンケート」を配布しています。社会教育課を通して要望がありました。こういったアンケートから提言をまとめたいということで、今されてるんですね、提言がまとまったら、ぜひ教育委員さん方と協議をしたいというお話なんです。そういったご要望があるということをお伝えしときたいと思います。 他に何かありませんか。
堀 口 課 長	学校教育課から中体連の結果について、別紙により説明。
森本教育長	他に何かありませんか。
堀 口 課 長	学校教育課から２点「全国学力学習状況調査の結果報告」及び「教職員及び児童生徒の事故等について」、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
森本教育長	ただいま、事務局から「全国学力学習状況調査の結果報告」及び「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第１６条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。 《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「全国学力学習状況調査の結果報告」及び「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」といたしま

堀 口 課 長	す。
	全国学力学習状況調査の結果報告（非公開） 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。 （「なし」の声）
第 8 閉会（16：31）	
松本委員長	ないようでしたら、これで本日の9月定例教育委員会を閉会します。